



# 利用権設定（経営受委託、移転及び転貸を除く）関係

## 1 各筆明細

この計画について下記のとおり同意する。

## 農用地利用集積計画書

整理番号	利用権の設定を受ける者 (A) [借り手]		(住所)		氏名 (又は名称) [同意印]						
	利用権を設定する者 (B) [貸し手]		(住所)		氏名 (又は名称) [同意印]						
利用権を設定する土地 (C)					設定する利用権 (D)					利用権の条件その他利用権の設定に係る法律関係 (E)	
所在		地番	登記地目	登記面積(m <sup>2</sup> )	利用権の種類	内容	存続期間	始期～終期	借賃		借賃の支払方法
大字	字										
					賃借権		年	令和 年 月 日			賃貸借
					使用貸借権			令和 年 12月 31日			使用貸借権
					賃借権		年	令和 年 月 日			賃貸借
					使用貸借権			令和 年 12月 31日			使用貸借権
					賃借権		年	令和 年 月 日			賃貸借
					使用貸借権			令和 年 12月 31日			使用貸借権
					賃借権		年	令和 年 月 日			賃貸借
					使用貸借権			令和 年 12月 31日			使用貸借権
					賃借権		年	令和 年 月 日			賃貸借
					使用貸借権			令和 年 12月 31日			使用貸借権
					賃借権		年	令和 年 月 日			賃貸借
					使用貸借権			令和 年 12月 31日			使用貸借権
					賃借権		年	令和 年 月 日			賃貸借
					使用貸借権			令和 年 12月 31日			使用貸借権
					賃借権		年	令和 年 月 日			賃貸借
					使用貸借権			令和 年 12月 31日			使用貸借権
					賃借権		年	令和 年 月 日			賃貸借
					使用貸借権			令和 年 12月 31日			使用貸借権
					賃借権		年	令和 年 月 日			賃貸借
					使用貸借権			令和 年 12月 31日			使用貸借権
計		筆計		m <sup>2</sup>	農業委員・推進委員署名欄						

(記入注意)

- (1) この各筆明細は、利用権設定の当事者ごとに別葉とする。
- (2) (C) 欄の「面積」は、土地登記簿によるものとし、土地登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の地積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きする。なお、1筆の一部について利用権が設定される場合には、×××m<sup>2</sup>の内×××m<sup>2</sup>と記入し、当該部分を特定することのできる図面を添付する。
- (3) (D) 欄の「利用権の種類」は、有償の場合は「賃借権」、無償の場合は「使用貸借権」に○印をつける。
- (4) (D) 欄の「内容」は、利用権設定による当該土地の利用目的 (例 水田として利用、普通畑 (露地栽培またはハウス栽培のどちらかを明記) として利用、樹園地として利用、農業用施設用地 (畜舎) として利用等) を記入し、水田裏作を目的とする賃貸借等の場合にはその利用期間も併記する。
- (5) (D) 欄の「借賃」は、当該土地の1年分の借賃 (期間借地の場合には、利用期間に係る年分の借賃) の額を記入する。
- (6) (D) 欄の「借賃の支払方法」は、借賃の支払期限と支払方法 (例 毎年×月×日までに××農協の××名義の貯金口座に振り込む等) を記入する。
- (7) (E) 欄は、(D) 欄の「利用権の種類」に対応して有償の場合は「賃貸借」、無償の場合は「使用貸借」に○印をつける。

## 2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるほか、次に定めるところによる。

### (1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

### (2) 借賃の減額

利用権の目的物（以下「目的物」という。）が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により借賃より少ない収益となったときは民法609条によりその収益の額に至るまで、乙は甲に対し借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、大分市、甲及び乙が協議して定めるものとし、必要に応じて農業委員会の意見を聞くものとする。

### (3) 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

### (4) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ大分市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

### (5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

### (6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

### (7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増加額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増加額（土地改良法<昭和24年法律第195号>に基づく土地改良事業により支出した有益費については増加額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき大分市が認定した額を、その費した金額又は増加額とする。

エ 乙は、イによる場合、その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

### (8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び大分市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りではない。

### (9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない

### (10) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び大分市が協議して定める。

# 利用権設定（経営受委託、移転及び転貸を除く）関係

## 1 各筆明細

この計画について下記のとおり同意する。

## 農用地利用集積計画書

整理番号	利用権の設定を受ける者 (A) [借り手]		(住所)		氏名 (又は名称) [同意印]						
	利用権を設定する者 (B) [貸し手]		(住所)		氏名 (又は名称) [同意印]						
利用権を設定する土地 (C)					設定する利用権 (D)					利用権の条件その他利用権の設定に係る法律関係 (E)	
所在		地番	登記地目	登記面積(m <sup>2</sup> )	利用権の種類	内容	存続期間	始期～終期	借賃		借賃の支払方法
大字	字										
					賃借権		年	令和 年 月 日			賃貸借
					使用貸借権			令和 年 12月 31日			使用貸借権
					賃借権		年	令和 年 月 日			賃貸借
					使用貸借権			令和 年 12月 31日			使用貸借権
					賃借権		年	令和 年 月 日			賃貸借
					使用貸借権			令和 年 12月 31日			使用貸借権
					賃借権		年	令和 年 月 日			賃貸借
					使用貸借権			令和 年 12月 31日			使用貸借権
					賃借権		年	令和 年 月 日			賃貸借
					使用貸借権			令和 年 12月 31日			使用貸借権
					賃借権		年	令和 年 月 日			賃貸借
					使用貸借権			令和 年 12月 31日			使用貸借権
					賃借権		年	令和 年 月 日			賃貸借
					使用貸借権			令和 年 12月 31日			使用貸借権
					賃借権		年	令和 年 月 日			賃貸借
					使用貸借権			令和 年 12月 31日			使用貸借権
					賃借権		年	令和 年 月 日			賃貸借
					使用貸借権			令和 年 12月 31日			使用貸借権
計		筆計		m <sup>2</sup>	農業委員・推進委員署名欄						

(記入注意)

- (1) この各筆明細は、利用権設定の当事者ごとに別葉とする。
- (2) (C) 欄の「面積」は、土地登記簿によるものとし、土地登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の地積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きする。なお、1筆の一部について利用権が設定される場合には、×××m<sup>2</sup>の内×××m<sup>2</sup>と記入し、当該部分を特定することのできる図面を添付する。
- (3) (D) 欄の「利用権の種類」は、有償の場合は「賃借権」、無償の場合は「使用貸借権」に○印をつける。
- (4) (D) 欄の「内容」は、利用権設定による当該土地の利用目的 (例 水田として利用、普通畑 (露地栽培またはハウス栽培のどちらかを明記) として利用、樹園地として利用、農業用施設用地 (畜舎) として利用等) を記入し、水田裏作を目的とする賃貸借等の場合にはその利用期間も併記する。
- (5) (D) 欄の「借賃」は、当該土地の1年分の借賃 (期間借地の場合には、利用期間に係る年分の借賃) の額を記入する。
- (6) (D) 欄の「借賃の支払方法」は、借賃の支払期限と支払方法 (例 毎年×月×日までに××農協の××名義の貯金口座に振り込む等) を記入する。
- (7) (E) 欄は、(D) 欄の「利用権の種類」に対応して有償の場合は「賃貸借」、無償の場合は「使用貸借」に○印をつける。

## 2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるほか、次に定めるところによる。

### (1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

### (2) 借賃の減額

利用権の目的物（以下「目的物」という。）が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により借賃より少ない収益となったときは民法609条によりその収益の額に至るまで、乙は甲に対し借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、大分市、甲及び乙が協議して定めるものとし、必要に応じて農業委員会の意見を聞くものとする。

### (3) 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

### (4) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ大分市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

### (5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

### (6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

### (7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増加額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増加額（土地改良法<昭和24年法律第195号>に基づく土地改良事業により支出した有益費については増加額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき大分市が認定した額を、その費した金額又は増加額とする。

エ 乙は、イによる場合、その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

### (8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び大分市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りではない。

### (9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない

### (10) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び大分市が協議して定める。

### (11) 解除条件付貸借（乙が農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号に規定する者）の場合の追加事項

#### ① 契約の解除

甲は、乙が当該土地を適正に利用していないと認められる場合には賃貸借又は使用貸借による契約を解除するものとする。

#### ② 利用状況の報告

乙は、当該農用地の利用状況について、毎事業年度の終了後3月以内に大分市長に農業経営基盤強化促進法施行規則第16条の2に定めるところにより報告しなければならない。

#### ③ 大分市長による勧告

大分市長は、次のいずれかに該当するときは、乙に対して相当の期限を定めて、必

ア 乙が目的物において行う耕作（又は養畜）の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあつては、乙の業務を執行する役員のいずれもが乙の行う耕作又は養畜の事業に常時従事しないとき。

#### ④ 大分市長による農用地利用集積計画の取消

大分市長は、次のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、この農用地利用集積計画のうち当該部分に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ 乙が③の勧告に従わなかったとき。

#### ⑤ 貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙は、その終了の日から\_\_\_\_\_日以内に、甲に対して当該土地を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合及び修繕又は改良により変更された場合は、この限りではない。

#### ⑥ 違約金の支払い

甲の責めに帰さない事由により貸借を終了させることとなった場合には、乙は甲に対し賃借料の\_\_\_\_\_分に相当する金額を違約金として支払う。

### 3 利用権の設定を受ける者（借り手）の農業経営の状況等

氏名又は名称				職 業 又は 業 種			農業 経験	有（ 年） ・ 無	
農作物の 作付内容 (A)	収穫物の 販売計画 (B)	通作距離 (C)	農作業の従事状況 (D)				主な農機具の所有・借用の状況 (E)		
			農業専従者氏名	関係又は 役 職	年 齢	農作業従事 日数 (日/年)	農機具の名称	数 量	
			農業補助者の人数		人			現在、耕作又は 養畜の事業に 供している農用地 の面積 (㎡)	所 有
(記入注意)									
(1) (A) 欄は、利用権の設定等を受ける土地の農作物の作付内容を記入する。(例 水稻、ねぎ)									
(2) (B) 欄は、利用権の設定等を受ける土地の収穫物の販売計画を記入する。(例 JAを通じて販売、自家消費)									
(3) (C) 欄は、自宅から利用権の設定等を受ける土地への距離を単位を含めて記入する。									
(4) (D) 欄の「農業専従者」とは自家農業労働日数が年間おおむね150日以上のを、「農業補助者」とは自家農業労働日数が年間おおむね60～149日のをいう。									
(5) (D) 欄の「関係」の欄には、利用権の設定を受ける者（本人）との関係を記入する。(例 妻、父、長男)									
(6) (E) 欄の「数量」については、所有の農機具であれば「所有」の欄に数量を記入し、借用の農機具であれば「借用」の欄に数量を記入する。									

### 4 利用権を設定する者（貸し手）の状況

氏名又は 名 称		年 齢		職 業		農業後継者	有・無
-------------	--	-----	--	-----	--	-------	-----

### 5 利用権を設定する者（貸し手）の貸付事由

1. 参加農業生産法人への貸付	5. 兼業による経営縮小	9. 集約部門への転換のため
2. 経営移譲年金の受給のため	6. 高齢化	10. 期間満了に伴う再設定
3. 農業廃止	7. 病気等で労力不足	11. 水田裏作の貸付
4. 相手方の要望	8. 耕作不便、低生産地のため	12. その他

### 備考欄

--

[記入例]

<h1 style="margin: 0;">利用権設定申出書</h1>				受付NO.		
				大分・鶴崎		
令和 年 月 日 大分市長 殿 (農業委員会 経由)				大南		
				大在・坂ノ市 佐賀関		
利用権設定等促進事業に基づき、別添計画書のとおり [ 賃借権・使用貸借権 ] の設定をしたいので申し出ます。				※提出する日の日付		
				契約年数 年		
<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再設定 <input type="checkbox"/> ※当てはまるほうに○印				<input type="checkbox"/> 解除条件付 [個人・法人]		
<input type="checkbox"/> 新規就農者 [呼び出し あり・なし]		<input type="checkbox"/> 認定農業者 <input type="checkbox"/> 認定新規就農者		<input type="checkbox"/> 農地所有適格法人 <input type="checkbox"/> 経営移譲年金		
認定番号		認定番号		号		
<h2 style="margin: 0;">添付書類</h2>						
要 不要		要 不要				
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 営農計画書 [新規就農者・解除条件付]		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 確約書				
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 同意書 [未相續]		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 法人の定款の写し		※網掛けの部分は記入しない		
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 住民票 ※コピー可		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 法人の登記事項証明書				
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 ※コピー可		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 品目別収益表				
利用権の設定を受ける者 (借り手)			〒		フリガナ	
			住所		氏名	
			TEL			
利用権を設定する者 (貸し手)			〒		フリガナ	
			住所		氏名	
			TEL			
現地 調査員	農 業 委 員 会		事 務 局			
	委員		委員			
	委員		委員			
	委員		委員			
	委員		委員			
	委員		委員			
局 長	次 長	班 長	審 査	台帳システム		
				許可処理	受付処理	
				受付・ 受付簿処理		
				受 付 印		



## 2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるほか、次に定めるところによ

### (1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶

### (2) 借賃の減額

利用権の目的物（以下「目的物」という。）が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により借賃より少ない収益となったときは民法609条によりその収益の額に至るまで、乙は甲に対し借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、大分市、甲及び乙が

### (3) 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとす

### (4) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ大分市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

### (5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要

### (6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

### (7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ず

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増加額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増加額（土地改良法<昭和24年法律第195号>に基づく土地改良事業により支出した有

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき大分市が認定した額を、その費し

エ 乙は、イによる場合、その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

### (8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び大分市が協議のうえ、真にやむを得ないと認め

### (9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない

### (10) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び大分市が協議し

3 利用権の設定を受ける者（借り手）の農業経営の状況等

氏名又は名称		大分 太郎		職業又は業種	会社員		※どちらかに○印		農業経験	有（15年）・無		
農作物の作付内容（A）	収穫物の販売計画（B）	通作距離（C）	農作業の従事状況（D）				主な農機具の所有・借用の状況（E）					
			農業専従者氏名	関係又は役職	年齢	農作業従事日数（日/年）	農機具の名称	数量		所有	借用	
水稻 野菜など	自家消費 直売所 JA販売など	3 km	大分 太郎	本人	50歳	150	トラクター	1	1	1	1	
			大分 花子	妻	50歳	150						田植機
			大分 一郎	父	75歳	180						コンバイン
			※従事日数が60～149日の者の人数を記入			1 人		※従事日数が150日以上のみ記入				
			農業補助者の人数									

※単位も記入（m、km）

現在、耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積（㎡）

2000

※現在、実際に耕作している面積を記入

（記入注意）

- (1) (A) 欄は、利用権の設定等を受ける土地の農作物の作付内容を記入する。（例 水稻、ねぎ）
- (2) (B) 欄は、利用権の設定等を受ける土地の収穫物の販売計画を記入する。（例 JAを通じて販売、自家消費）
- (3) (C) 欄は、自宅から利用権の設定等を受ける土地への距離を単位を含めて記入する。
- (4) (D) 欄の「農業専従者」とは自家農業労働日数が年間おおむね150日以上のを、「農業補助者」とは自家農業労働日数が年間おおむね60～149日のをいう。
- (5) (D) 欄の「関係」の欄には、利用権の設定を受ける者（本人）との関係を記入する。（例 妻、父、長男）
- (6) (E) 欄の「数量」については、所有の農機具であれば「所有」の欄に数量を記入し、借用の農機具であれば「借用」の欄に数量を記入する。

※どちらかに○印

※記入しない

4 利用権を設定する者（貸し手）の状況

氏名又は名称	鶴崎 次郎	年齢	80歳	職業	無職	農業後継者	有・無
--------	-------	----	-----	----	----	-------	-----

5 利用権を設定する者（貸し手）の貸付事由 ※該当する項目の番号に○印

1. 参加農業生産法人への貸付	5. 兼業による経営縮小	9. 集約部門への転換のため
2. 経営移譲年金の受給のため	6. 高齢化	10. 期間満了に伴う再設定
3. 農業廃止	7. 病気等で労力不足	11. 水田裏作の貸付
4. 相手方の要望	8. 耕作不便、低生産地のため	12. その他

備考欄